

貿易・投資等ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 圧力容器の設計製作における最新ASME規格の適用	1
2 - 防爆電気機械器具検定制度のグローバル化	1
3 - 現在の入国管理法 外国人実習生受入法の一部改正について	2
4 - Bluetooth等の無線機器に必要な技適マークについて	2
5 - 食品衛生法に基づく輸入手続きにおける食品等輸入届出書の製造所名、住所・コードについて	3
6 - 新KS/RA制度の運用見直し	3
7 - 保税工場・保税蔵置場に係る許可期限の通知	4
8 - 保税蔵置場の保税管理資料取出し忘失の処分の緩和	4
9 - シャツやズボン、古着等の家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の緩和について	5
10 - サングラスの家庭用品品質表示法に基づく表示規程の緩和について	5
11 - 外国人の在留資格の緩和	6
12 - 寄港地上陸許可手続の運用改善	6
13 - トランジット・ビザ発給方法の見直し	7
14 - 細胞凍結バイアル中の保存時添加FBS(ウシ胎児血清)、HS(ウマ血清)の指定検疫物からの除外	7
15 - 輸入に関して届出が必要な病原体について	8
16 - カルタヘナ法対象物の輸出入に伴う国内輸送時のWHOガイドラインに則った表示の位置付け	8
17 - 重水素化合物等、研究活動に使用するための化合物についての輸出規制の緩和	9
18 - 寄港地上陸許可の緩和	9
19 - ビザ発給の緩和	10

20 - 欧州製型式認証済みの圧力容器設備の導入要件の見直し	10
21 - AEO認定事業者に対する、船積後の輸出申告データの訂正の容認	11
22 - 新たな在留管理制度に関する提案	11
23 - 外国企業と日本企業との契約に基づく、高度人材外国人受入れと「本邦の公私の機関との契約」要件の廃止	12
24 - 外国政府等との協定等の認可	12
25 - 開業準備活動に従事する外国人に対する中長期在留資格の付与	13
26 - 留学生の日本国内就職に当たっての就労ビザ発給要件の緩和	13
27 - 訪日観光ビザの緩和	14
28 - AEO事業者の輸出入手続の簡素化	14
29 - 農林水産物・食品の輸出促進に係る制度整備	15
30 - 観光クルーズ分野における海運カボタージュ規制の緩和	15
31 - クルーズ船の入国審査の迅速化・簡素化	16
32 - 在外公館での査証申請手続きの改善に係る要望・提言	16
33 - 医療滞在ビザの発給申請に必要な書類の合理化・簡素化	17
34 - 銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	17
35 - NEXI貿易保険の利用対象者及び付保対象契約の拡大	18
36 - 邦銀の海外駐在員事務所の業務範囲の拡大	18
37 - 海外における銀行代理業務の委託の規制緩和	19
38 - 海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例の適用対象の追加	19
39 - 外国ETF・REIT	20
40 - 本邦証券会社の海外関連会社従業員の業務範囲	20

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	10月17日	12月24日	圧力容器の設計製作における最新ASME規格の適用	<p>【内容】圧力容器の設計製作において、国際的に適用されているASME(米国機械学会)規格が改正された場合、タイムラグなしに国内で使用できるようにしていただきたい。 具体的には、高圧ガス保安法における特定設備検査規則の第51条で定めた「特例」において、最新のASME規格を適用できるように例示措置していただきたい。</p> <p>【理由】現状、日本の法令やJISなども、国際的に適用されているASME規格を追従して制定されているにもかかわらず、ASME規格の改正を反映するまでに相当の長期間を要するため、最新ASME規格を適用できない。法令の「特例」条項を使用するとしても、認可を得るためには、相当の労力と期間が必要となっており、時間的な制約などから適用を諦めることが多い。代表的な例として、容器板厚の設計に必要な安全係数は、1999年にASME規格で4から3.5に改正されている。この改正が国内に取り込まれたのは、高圧ガス保安法(特定設備検査規則)で4年後(2003年)であった。この4年間、日本だけが世界から取り残され、高コストの旧基準で設備を設計製作せざるを得なかった。提案理由は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記で例示したASME規格の安全係数は、その後も技術の進歩などにより、3.5から3、さらに3から2.4へと改正が進んでいるにもかかわらず、日本では、これから検討を開始するようであり、数年を経れば追従すると想像できるものの、いつまでたっても追いつけず、グローバル経済社会で遅れをとるばかりである。 2. 海外で多くの年月をかけて実証試験を行い、諸外国のメンバーが審議に参加し、既に全世界で多く使用されているASME規格を、日本だけが改めて国内で審議を行う現状は、産業活動の弊害、新技術導入の障害以外の何もも生んでいない。 	石油連盟	経済産業省
2	10月17日	12月24日	防爆電気機械器具検定制度のグローバル化	<p>【内容】海外で製作された防爆電気機器を輸入して使用する際に、国際電気標準会議(IEC)の適合性評価評議会(CAB)の「IEC防爆電気機器規格適合試験制度(IECEX)」が認める試験機関(ExTL)が試験を行い、認証機関(ExCB)が認証したIEC規格に適合する防爆電気機器は、その制度の趣旨(相互認証)に従い我が国で改めて検定を受けることなく、その使用を認めていただきたい。</p> <p>【理由】現状、海外品に対して「指定外国検査機関制度」があるが、この制度は、厚生労働大臣が指定した外国検査機関が作成した検査等のデータを受け入れて活用できるだけの制度であり、国内の登録検査機関(1機関)が改めて国内の法基準を基に検定を行っている。この制度で認可期間を短縮しているとしているが、実態は相応の期間を要し、設備新設・改造などの大きな妨げとなっている。提案理由は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本も参加しているIECEXの目的は、各国による多重検定を排し、国際間の流通促進を図るとされており、「要望の具体的内容」に記載したことを既に実施済みの国々もあり、世界の趨勢、グローバルな競争に遅れをとっている。 2. 日本を含む世界各国は、IECが作成する国際的に共通な防爆構造規格を自国に取り込んでおり、さらに、国内の登録検査機関がExCB、ExTLとしての認証取得を進めている状況を考えれば、相互認証は当然のことである。 3. これまでの回答では、「IECEXシステムは、認証に関する責任を負わない非政府組織であるIECによる制度であって、政府間の相互認証制度ではない」とあったが、民でできることは民でという時代に逆行する考えであり、あくまでも国(政府)が管理し、その責任をとると言っているに等しい。 	石油連盟	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	10月17日	12月24日	現在の入国管理法 外国人実習生受入法の一部改正について	<p>現在の法律では、日本入国申請に記載した職種が異なる職種で実習生として勤務した場合、目的外不法就労となり国外退去となります。</p> <p>近年、受入企業において営業状態の変動が大きく、実習生を受け入れしたものの業績不振と成る会社も少なくありません</p> <p>実習生は、日本で働く為に何ヶ月も日本語研修を行い、健康検査を受け、渡航費用を親戚等より工面し、あこがれの日本に来ますが、受入企業や受入組合の都合で帰国を命ぜられることがあります。</p> <p>このような場合、製造業のみ、必要な手続きを行えば業種の変更を認めていただけるように現行法の改革をお願い出来ませんか要望いたします。</p>	個人	厚生労働省
4	10月18日	12月24日	Bluetooth等の無線機器に必要な技適マークについて	<p>日本国内でBluetooth等の無線機器を使用する場合は、電波法に基づく基準認証を受け、総務省令で定める技適マークのステッカー等が貼付されている必要がある。日本正規輸入元が海外メーカーから認証取得に必要な情報を入手し日本において申請、また海外のメーカー自身が申請し、技適マークのステッカーを出荷時に商品本体に貼付している。Bluetooth機器等の一部商品は、メーカーが日本だけでなく世界中に出荷するのに技適マークを貼付した商品を出荷している場合があるが、日本正規輸入元が日本に出荷する製品のみ技適マークを貼付するよう契約をしている場合がある。電波法に基づく基準認証の申請は、膨大な申請期間と費用が発生するため、並行輸入をする業者は技適マークが貼付されていない商品を輸入販売し、結果的に市場に多く出回っているといえる。それを購入した利用者はそのことを知らずに利用している。日本国内でまったく流通していないような無線機器は申請の必要があるといえるが、すでに日本の正規輸入元・海外メーカーが日本で電波法に基づく基準認証を受けた商品については、その型番等から同じ商品である場合(※型番は日本独自に変更している場合があるので実質的に同じものといえる場合)は、技適マークのステッカーが貼付されていなくても、気軽に利用させてほしい。並行輸入として価格競争を促進することは販売者、輸入者、利用者すべてにとってよいことである。世界基準で認められているWifi、Bluetooth等の規格である一部商品だけでも緩和すべきである(TPPがらみのISD条項とも関係があるのでは?)※外国人等がもっている自国で購入したBluetooth機器を日本へ海外旅行に来たときに使用した場合、その多くは技適マークが貼付されていないが、外国人はそのような法律をまず知らないまま使用しているといえるような問題も発生しており、あまり意味のない規制といえる。</p>	個人	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
5	10月18日	12月24日	食品衛生法に基づく輸入手続きにおける食品等輸入届出書の製造所名、住所・コードについて	<p>日本ですでに発売されているような海外ブランドの食器等を並行輸入するにあたり、並行輸入という形式上メーカーからは直接購入できず、現地の正規販売店などから購入する必要がある。</p> <p>食品衛生法に基づく輸入手続きが必要な食器等を輸入するには、食品等輸入届出書の「製造所名、住所・コード」等を記載する必要があるが、通常メーカーの秘密事項に該当すると考えられるため、現地の正規販売店ですら、メーカーの製造所の住所までは知ることができない。そのためもちろん並行輸入をする輸入者としてもその情報を得ることができず、食器として輸入ができない問題点がある。</p> <p>現状日本国内で出回っている並行輸入の食器は装飾品、個人輸入として輸入されながらも、販売目的で市場に出回っている現状があり、食品等輸入届出書すら提出していないような運用上の問題点も存在していると考えられる。</p> <p>食品そのものではなく、直接口に入れるものでない食器類などは、並行輸入を推進し価格競争を促すためにも、輸入者に分かりうる最低限の情報で申請できるようにするなど緩和して欲しい。</p> <p>万が一その食器類で何か問題が起こったメーカーの製造所を調査する必要があるがどうしても出てきた場合のみに、日本の正規総代理店がメーカーから入手している「製造所名、住所・コード」等から製造所名を判断することができる。また、並行輸入品でも日本の正規総代理店は修理・点検等のアフターサービスを行う義務があるので、管轄部門としては、一番数多く輸入している日本正規総代理店と、実際に問題が発生した食器を輸入した並行輸入者の両者に連絡し、最終的に製造所名を調査する必要がある場合のみ日本正規総代理店からメーカーに連絡するために製造所を調査するように依頼すればよいと考える。</p>	個人	厚生労働省
6	10月22日	12月24日	新KS/RA制度の運用見直し	<p>【要旨内容】 日本のAEO制度と米国のC-TPATが相互承認されていることを踏まえ、新Known Shipper/Regulated Agent (KS/RA)制度の要件については、AEO (C-TPAT)の要件水準へと調和して頂きたい。また、現行の米国向けだけでなく全仕向地への適用時(2014年4月～)に、空港における貨物のセキュリティ検査が急増し、航空貨物が滞留する可能性が危惧されることから、空港におけるセキュリティ検査の設備・体制を強化するなど、適切な対応を取って頂きたい。</p> <p>【提案理由】 ・荷主企業は、新KS/RA制度への対応として、国土交通省航空局より特定航空貨物運送事業者(RA)としての認可を受けた航空フォワーダーから、特定荷主(KS)としての認定を受ける為の作業を本年5月末までに完了させた。 ・しかしながら、米国運輸保安庁(TSA)によるヴァリデーション(妥当性確認)を受けて、航空局は、急遽、KS確定後に荷主要件に追加・変更を加えた。これにより、非常に限られた時間内で、新たな設備投資や人的リソースの確保が不可避となり、KSの負担が増加したと共に、物流現場のオペレーションにも混乱が生じている。また、TSAによるヴァリデーションは今後も行われることから、新KS/RA制度の要件に更なる変更が加えられる可能性も危惧される。 ・一方、米国では、同国への輸入貨物並びに輸入経路のセキュリティを高めるため、テロ防止のための税関産業界提携プログラム(C-TPAT)が確立されている。また、日本においても、財務省は、国際物流におけるセキュリティ確保と貿易円滑化の両立の観点から、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された企業をAEO事業者として認可している。 ・C-TPATは、グローバル企業の効率的な物流の構築を図る観点から日本のAEO制度と相互承認が行われており、日本のAEO認定事業者には税関検査の軽減や当局によるヴァリデーションの簡素化といったベネフィットが与えられている。 ・については、新KS/RA制度の要件についてAEO (C-TPAT)の要件水準へと調和されることが望ましく、これにより、新たな設備投資及び人的リソースの確保の回避など、荷主の負担軽減に繋がり、ひいては国際競争力の強化に寄与するものと考えられる。 ・なお、今後、航空輸送と同様に、貨物量が非常に多い海上輸送についても「米国海上コンテナ100%検査法」によって全量スクリーニングの対象となることが決まっていることから、AEOとC-TPAT認定者への海上貨物セキュリティ検査が免除される様、相手国当局との交渉を進めて頂きたい。</p>	一般社団法人 日本自動車工業会	財務省 国土交通省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	10月22日	12月24日	保税工場・保税蔵置場に係る許可期限の通知	<p>【要望内容】 保税工場・保税蔵置場の許可の期限切れに伴う更新手続きに関し、許可期間内に所管税関からの通知連絡や、NACCS上での期限表示といった更新手続きの忘失防止策を検討頂きたい。</p> <p>【提案理由】 ・保税工場・保税蔵置場は、所管税関より最大6年間の許可期間が認められているが、更新手続きを忘失した場合、保税工場・保税蔵置場への搬入が即時不可となる。生産計画にも支障が生じ、影響が大きい。 ・忘失に起因する甚大な経済損失を避け、更新時期の確実な把握の為、NACCSにより更新時期に関する通知がされるよう、機能拡充を要望する。 ・NACCSセンターは民営化されたが、税関管理下にある電算システムであり、税関もこの電算システムを活用している為、財務省として検討頂きたい。</p>	一般社団法人 日本自動車工業会	財務省
8	10月22日	12月24日	保税蔵置場の保税管理資料取出し忘失の処分の緩和	<p>【要望内容】 保税蔵置場の保税管理資料の管理・保管に関し、NACCSからの取出し忘れの処分の緩和を図って頂きたい。 また、忘失防止と利便性の向上の観点から、NACCSからの取出しが未完了の場合、NACCSより通知・警告が出るよう機能拡充を要望する。</p> <p>【提案理由】 ・保税台帳管理が保税管理要件であることは理解しているが、自ら搬入データをNACCSに送信し、搬出データも自らNACCSにデータ送信して管理しているのにも関わらず、送信データの資料取出し・管理・保管も義務付けられており、保税管理者の負担が大きい。また、保税管理資料保存サービスの利用負担も生じている。 ・データ管理は、NACCSより取出して保管するが、取出しを忘失した場合、搬入停止処分となり、生産体制にも影響が及ぶ。 ・甚大な経済損失を避ける為、保税管理資料取出し忘失による搬入停止処分の緩和を要望する。 ・また、保税管理資料の取出し忘失防止の為、NACCSからの取出しが未完の場合、NACCSより通知・警告が出るよう機能拡充をお願いしたい。 ・NACCSセンターは民営化されたが、税関管理下にある電算システムであり、税関がこの電算システムを活用して監査・処分を実施している為、財務省として検討頂きたい。</p>	一般社団法人 日本自動車工業会	財務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
9	10月26日	12月24日	シャツやズボン、古着等の家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規定の緩和について	<p>現状、シャツやズボン、古着等の衣服には家庭用品品質表示法に基づく繊維の名称を示す用語や洗濯の絵表示、表示した者の「氏名又は名称」及び「住所又は電話番号」を付記したタグを縫い付けて販売しないといけない。</p> <p>しかし、古着屋では海外から買い付けたものが多いためか、一切タグが付いていなかったり、付いていても海外のルールで作成された繊維の名称が英語のままや洗濯の絵表示日本工業規格に適合していないものばかりが売られている現状である。(おそらく、古着の業者はいちいち単価の安い古着に縫い付けるような手間がかかることをしていないためと思われる)</p> <p>TPPでこれからも海外製品が輸入されることを考えると、日本独自のルールを撤回または緩和して、世界で多く出回っているルールにしていただきたい。</p>	個人	経消費 産業者 省
10	10月26日	12月24日	サングラスの家庭用品品質表示法に基づく表示規程の緩和について	<p>サングラスを販売するには、家庭用品品質表示法に基づく細かな表示規程(レンズ、わくの材質、可視光線透過率、紫外線透過率等)がある。</p> <p>海外で販売されているサングラスにはこのような表示を見かけたことがなく、また日本で販売されているものはレンズ・わくの材質ぐらいは書いているものがあるが、可視光線透過率、紫外線透過率がなかったり、まったく表示すらされていないものを多く見かける。</p> <p>おそらく、可視光線透過率、紫外線透過率を計測する方法が不明なことが原因と思われる。可視光線透過率、紫外線透過率を計測するのに高価な専門機器や専門の担当者が必要とするなら、それらが販売価格に転嫁されていることが予想され、消費者にとっては好ましくないため、表示事項の記載の削除、緩和をしてほしい。</p> <p>消費者としては可視光線透過率、紫外線透過率のような数字を見てもよく分からないので、使用目的別の目安などを言葉で示すようなルールにしてほしい。</p> <p>http://www.caa.go.jp/hinpyo/guide/zakka/zakka_24.htmlに記載してるような、単に「サングラス」「偏光サングラス」「ファッション用グラス」という定義のみにすれば分かりやすいと思う。上記のような区分に分けるための調査・測定について、海外サングラスなどでは海外ブランドのメーカーの公表値等を参考にできるようにしてほしい。メーカーが一番しっかり把握しており、輸入者が再度計測する必要はないと考える。また、現在の計測方法はかなり細かく、計測する担当者によって個人差が生じると思われるため。</p>	個人	経消費 産業者 省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
11	10月28日	12月24日	外国人の在留 資格の緩和	<p>現状では外国人労働者が働くことが認められていない、小売店での労働を認めてもらいたい。 現在の外国人の在留資格は27種類あるが、就労活動は一部の高度な業務以外は認められていない。 例えば、留学の在留資格で店員としてアルバイトをしている外国人が優秀なので、卒業後も継続して勤務 してもらいたくても在留資格がないため、就労が認められない。 今後、日本の労働力人口が減少していく中で、外国人労働者を活用していくことがグローバル社会で企業 が生き残っていくために重要なことであると考える。 多様な人材がいろいろな場面で就労できるように規制改革を行っていただきたい。</p>	一般社団 法人日本 フラン チャイズ チェーン 協会	経 法 済 務 産 省 業、 省、 厚 生 生 労 働 働 省
12	10月29日	12月24日	寄港地上陸許 可手続の運用 改善	<p>寄港地上陸許可手続きの運用完全 (a)要望内容と提案理由 観光立国の実現の観点から、わが国の主要国際空港等において、自動化ゲートの活用・混雑時の既存 ブースのフル運用を含め入国審査体制の強化を図りつつ、わが国を經由して外国に向かう旅行者がわが 国に上陸を希望する場合に寄港地上陸許可が迅速に下り、速やかに入国できるようにする。 また、最先便以外の便での出国や2回目以降の寄港地上陸を認める等、運用の柔軟化を図る。 寄港地上陸制度は、わが国を經由して外国に向かう旅行者がわが国への上陸を希望する場合には入国審 査官が入管法第14条に基づき72時間以内の上陸を許可する制度であり、法律上は査証の有無を問わな い。 現在は観光立国の観点から一度に数千人の外国人旅行者が上陸する大型クルーズ船の入国審査にも 活用されている。この制度は海外にも周知されているが、既に寄港地上陸許可制度を利用したことがあ ることや出国予定便が最も早い便でないことなどを理由に不許可になる事例が散見され、問題となってい る。 (b)要望理由 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を經由して海外に向かうことを予定している外国人旅行 者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすべきである。 円滑かつ迅速な入国手続きの実施により、訪日外国人に対して日本のサービスレベルの高さをアピール し、おもてなしの心を表す。</p>	成田国際 空港 航 空会社運 営協議会 (AOC)	法 務 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
13	10月29日	12月24日	トランジット・ビザ発給方法の見直し	<p>(a)具体的内容と提案理由 わが国を経由して外国に向かう旅行者に、わが国での最大14日間の滞在を認めるトランジット・ビザを、わが国の主要国際空港でも発給する。具体的には、大使館等に行かなくてもネットで申請・受給する等、発給方法を見直す。 現在は、予め在外公館の窓口で申請・取得する必要があり、取得機会が限られている。 なお、韓国では無査証入国が可能でない国の国民でも、アメリカ、日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの5カ国中いずれか1カ国の査証と最終目的地までの航空券を所持する旅行者には30日以内の無査証入国を認めている。 (b)要望が実現した場合の効果 観光立国の観点から、わが国の主要国際空港等を経由して海外に向かうことを予定している外国人旅行者に対しても国内観光・ショッピングの機会を増やすことができる。 トランジットビザの活用により、日本のサービスレベルの高さをアピールし、おもてなしの心を表す。 これらは観光立国実現の一助となり、外国人旅行者の数、国内消費額の拡大に資するものと思料する。</p>	成田国際空港 航空会社運営協議会 (AOC)	外務省、法務省
14	10月30日	12月24日	細胞凍結バイアル中の保存時添加FBS(ウシ胎児血清)、HS(ウマ血清)の指定検疫物からの除外	<p>USやEUのヒト・動物細胞バンク、研究機関等から、細胞を入手する際に、その凍結培地に含まれるFBS、HSの健康証明書(HC)を細胞分譲機関にリクエストしても入手できないことが多く、結局、細胞の提供自体が断られる。血清製造施設に対して承認を受ける海外の制度と我が国の原料の政府機関証明を輸入時に求める制度との違いや各国が研究目的の場合に免除条項を整備している状況との乖離が生じている。また例えば、血清原産国(US)と細胞研究機関の所在国(EU)が異なり、第三国となる日本への輸出対応が複雑で困難なケースも多い。研究目的で使用するメーカーが微生物検査済みのFBS、HS及び細胞培養液中のそれら成分は、指定検疫物の対象から除外し、メーカー検査証の提示により輸入許可を頂きたい。細胞培養や培地用試薬は、無菌管理のできる研究施設内でしか扱われないため実験終了後に滅菌廃棄することにより外部環境への影響はない。これにより、国外の研究機関からの細胞入手時の障壁が無くなり、これまで上記理由により入手できなかった細胞を利用した、研究活動の促進が期待される。</p>	日本製薬工業協会	農林水産省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
15	10月30日	12月24日	輸入に関して届出が必要な病原体について	第36条の2の規定により、届出の必要な病原体のリストには、国内の多くの機関が保有しているものや常在菌が多数あり、届出対象病原体として認識されにくいものがある。その結果、輸入事前確認時に、届出対象と判明し、急ぎ手続きするケースや現地発送を急遽止めるケースもあり、輸入手続きにおいて研究現場の混乱を招いている。一般的に販売・使用されている遺伝子組換え用大腸菌も未だ例外なく届出対象のままになっている。国際的にも特異な状況と考えられる。輸入届出の規制が必要な根拠の精査、基準を明示頂くことで、生命科学系研究者への周知を図っていただきたい。それにより、海外からの研究用菌株の輸入時の手続きの円滑化を図りたい。	日本製薬工業協会	農林水産省
16	10月30日	12月24日	カルタヘナ法対象物の輸出入に伴う国内輸送時のWHOガイドラインに則った表示の位置付け	カルタヘナ法対象物を海外から輸入する場合には、IATA DGR(航空危険物規則書)、WHOガイドライン(感染性物質の輸送規則に関するガイダンス)に則って適切な梱包と外装表示を励行しているが、IATA DGR規則書、WHOガイドラインによる表示は、省令の要件(外装容器への取扱いに注意を要する旨の表示)を満たしていないことから、輸入港から通関後の国内輸送の過程で表示の追加を指示しているが、危険物表示の点では二重の労力であり、カーゴターミナルでの連携に苦勞している。カルタヘナ法対象物の輸出入に伴う国内輸送区間に限っては、「取扱注意」等の表示に努めつつも、WHOガイドラインに則った表示(その他の危険物質9ラベルやUN3245区分記載)を行っていれば、省令に基づく「取扱いに注意を要する旨の表示」とみなされることを認めていただきたい。これにより、重複しての表示作業や輸入時の確認業務の軽減を図りたい。	日本製薬工業協会	環境部 省科学省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
17	10月30日	12月24日	重水素化合物等、研究活動に使用するための化合物についての輸出規制の緩和	医薬品開発における血中薬物濃度測定時の内部標準物質として使用される重水素化合物は、核兵器の開発につながるとは考えられない極少量に関わらず、輸出ごとに輸出許可を取っているが、非常に煩雑である。リスト規制において重水素換算値として規制下限重量を設定することにより、それ以下の量の輸出を規制対象から除外することを希望する。また、同じ目的で使用される重水素化合物に関する設計、製造、使用に関する技術の海外への提供(役務の提供)も合わせて除外をお願いしたい。米国発の輸出では規制下限重量が設定されており、日本でも同様の対応を希望する。	日本製薬工業協会	経済産業省
18	10月31日	12月24日	寄港地上陸許可の緩和	わが国を経由して外国に向かう外国人旅行者が、トランジットの際に日本観光を手軽に楽しめる環境を整備するため、寄港地上陸許可について、申請が2回目以上であることや最先便以外の便であることを理由として不許可にするとの運用を廃止すること。 【現状・課題】 寄港地上陸許可については、査証がない場合であっても72時間以内で上陸を許可する制度であるが、申請が2回目以上であることや最先便以外の便であることを理由に不許可にされているケースが多い。	成田市	法務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
19	10月31日	12月24日	ビザ発給の緩和	<p>わが国を経由して外国に向かう外国人旅行者が、トランジットの際に日本観光を手軽に楽しめる環境を整備するため、トランジットビザについても、乗り換えを行う国際空港において発給できることや、ネットによる申請も受け付けるなど発給方法の緩和を行うこと。</p> <p>【現状・課題】 トランジットビザは、日本を経由して外国へ向かう旅行者が最大14日間上陸することを許可する査証であるが、自国を出国する前に大使館等で取得しておく必要がある。</p> <p>【効果】 トランジットの際に空港内に留まっている旅行者が入国することにより、訪日外国人旅行者の増加を図るとともに消費の拡大を図ることができる。</p>	成田市	外務省 警察省 法務省
20	10月31日	12月24日	欧州製型式認証済みの圧力容器設備の導入要件の見直し	<p>・具体的内容 ドイツ製の圧力容器を有した設備を輸入するにあたり、海外認証機関で認定済みの設備であれば、簡易に輸入できる様、検討頂きたい。</p> <p>・提案理由 ドイツ製の圧力容器を有した設備を輸入するにあたり、TUV(独:認証機関)の型式認定がある機器にも関わらず、日本国内で登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。(TUVの書式、内容とは異なる認証申請が必要。) 余分な費用、日数がかかり 海外設備の輸入がし辛い。 導入に際し、手続きが不要になれば、日本における認証費用(数百万円/機)が不要になり、申請日数(3~6ヶ月)も短縮される。</p>	民間企業	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
21	10月31日	12月24日	AEO認定事業者に対する、船積後の輸出申告データの訂正の容認	<p>・具体的内容 コンプライアンスに優れていることで認定されているAEO認定事業者に対しては、船積後の一定期間内であれば、税関に一報入れた上で、NACCS上での輸出申告データの訂正を容認する。</p> <p>・提案理由 AEO認定事業者の輸入申告(特例輸入申告)では、貨物引取後に、インボイスと輸入貨物に差異が生じた場合の対応として、正しい値で申告が可能な特例申告があり、修正申告等が不必要な制度が認められている。</p> <p>しかし、輸出申告(特定輸出申告)においては、船積後に輸出申告内容に差異が生じた場合、輸入時のように、修正申告等が不必要な制度は認められておらず、「訂正手続き」という形で、税関に紙で書類を提出する必要がある。</p> <p>なお、韓国や米国等では、輸出申告内容に差異が生じた場合、船積後一定期間内は、申請時に入力したデータの訂正が可能なくみがある。 (米国においては、15ヶ月以内の訂正が可能)</p> <p>このような状況を踏まえ、貿易の円滑化のために、コンプライアンスと貨物セキュリティ管理に優れた事業者であるAEO認定事業者の輸出申告については、船積後の一定期間内であれば、税関に一報を入れた上で、NACCS上での輸出申告データの訂正を認めて頂きたい。</p>	民間企業	財務省
22	10月31日	12月24日	新たな在留管理制度に関する提案	<p>平成24年7月9日に施行された新たな在留管理制度の改正については、評価いたします。今後以下の更なる改正を要望いたします。</p> <p>○我が国の国家資格等の更なる活用 外国の資格取得とともに、入国後に名称独占又は業務独占に係る我国の現有的技術的な資格のほか、人文科学系の資格等を取得した場合にも、本人の在留資格上に反映させること。</p>	日本行政書士会連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
23	10月31日	12月24日	外国企業と日本企業との契約に基づく、高度人材外国人受入れと「本邦の公私の機関との契約」要件の廃止	<p>技術者や専門職等の外国人労働者が日本でその活動に従事しようとする場合、活動先である日本企業が、外国人の就労に対する管理を適正に行なう能力を有するときには、当該外国人と日本企業との労働契約締結を不要とすべきである。この点、現行法上、外国人労働者の就労活動が、「本邦の公私の機関との契約に基づいて行なう活動」であることが必要とされている。しかし、高度人材を我が国に受入れるため、外国人の就労に対する管理を適正に行なう能力を有する「本邦の公私の機関に受入れられて行なう活動」であれば、日本企業と外国人労働者との間に労働契約がなくても、就労に従事することが可能とすべきである。なお、平成元年改正入管法施行前は、「本邦の公私の機関により招へいされる者」と規定されていた。以下、提案理由を述べる。</p> <p>(1)外国企業と日本企業との業務委託契約に基づき、当該外国企業の従業員を従前の労働条件(給与の支払方法、年金の算定等)を維持したまま、日本企業に派遣したいというニーズは非常に高い(平成17年3月25日閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画(改定)、平成18年3月31日閣議決定「同計画(再改定)」参照)。</p> <p>(2)外国企業と日本企業が親子関係等にある場合は、在留資格「企業内転勤」に該当する余地があるが、外国企業との労働契約に基づき、当該外国人が日本企業で就労するには、入社1年以上であることが求められており、対象となる外国人労働者はなお限定的である。</p> <p>(3)部長などの外国人管理職の就労活動には、在留資格「投資・経営」が該当するが、「投資・経営」は、「本邦の公私の機関との契約」を要件としないところ、それが要件である在留資格「人文知識・国際業務」の対象である課長との違いを説得的に説明することはできない。</p> <p>(4)運用では、外国企業の日本支店に就労する場合であっても、在留資格「技術」等が付与されているが(入社1年未満のため在留資格「企業内転勤」の付与を受けられない場合に実益がある。)、この場合、日本支店と契約を締結することはできないので、当該外国人は、本社たる外国企業との間に労働契約があれば、「本邦の」との文言にかかわらず、「本邦の公私の機関との契約」があるものとされ、「本邦の公私の機関との契約」なる文言はすでに形骸化している(法務省入国管理局入国在留課平成16年2月17日事務連絡)。</p>	個人	経済産業省、厚生労働省
24	10月31日	12月24日	外国政府等との協定等の認可	<p>【現行】 電気通信事業者は、外国政府又は外国人若しくは外国法人との間に、電気通信業務に関する協定又は契約を締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、総務大臣の認可を受けている。</p> <p>【規制緩和要望】 電気通信事業法第40条を廃止し、認可を不要とする。</p> <p>【理由/メリット】 本事業法の趣旨は、日本国内の通信事業者が、海外の通信事業者との間で協定を締結する際、差別的取扱いを受け、日本国内の利用者に対して不利益を与えることをなくすことを目的としていると理解しております。しかしながら現在の日本の経済状況、各国事業者の自由競争の市場を鑑みると、政府の認可を必要としなくても、国内通信事業者が差別的取扱いを受ける環境にはなく、事業法の当初の目的はすでに終了していると考えます。</p>	民間企業	総務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
25	10月31日	12月24日	開業準備活動に従事する外国人に対する中長期在留資格の付与	<p>外国人が、我が国に来日し自らが代表取締役になり会社を設立、引き続き経営活動に従事しようとする場合、平成25年7月9日の外国人登録法廃止前であれば、在留資格「短期滞在」の外国人も、外国人登録することにより印鑑登録することが可能であったので、我が国に住所を定めたときは、印鑑登録証明書をもって我が国に住所があることを証明し、単独で代表取締役に就任、「投資・経営」に係る在留資格認定証明書の交付を受けることが可能であった。</p> <p>しかし、現行法では、住民基本台帳法の対象外である「短期滞在」の外国人の場合、印鑑登録ができず、単独で会社設立ができない他(在日大使館等でサイン証明書の交付を受け、住所証明する途もあるが、その発行を行なう在日大使館は多くない。)、不動産取引、銀行取引などに必要な印鑑登録証明書、住民票が用意できず、外国人の対日投資活動を阻害している。</p> <p>そこで、会社を設立し経営活動に従事する前であっても、当該外国人が開業準備活動に従事しようとする場合、(1)事業計画書、(2)開業準備資金(残高証明等)、(3)仕入状況(取引先との契約等)などにより、開業準備活動に従事することが確認できるときは、そのような活動であっても、在留資格「特定活動」の対象とし、住民登録が可能なか長期在留者の対象に加えるべきである。</p>	個人	法務省
26	10月31日	12月24日	留学生の日本国内就職に当たっての就労ビザ発給要件の緩和	<p>【提案の具体的内容】留学生は企業のグローバル人材として活用促進が期待される。留学生の国内就職に当たってのビザ発給要件を緩和すべきである(例えば、総合職資格での発給)。</p> <p>【提案理由】現在、留学生が国内企業に就職する場合は、卒業学部との関連で、例えば「人文知識・国際業務」といったビザが発給される。しかし、企業のニーズは総合職としての採用が主流になってきている。最近の職種においては文系と理系の区別を問わない場合があり、また、新入職員には幅広く多様な経験を積ませキャリアアップを図らせたいと考えている企業も増えている。企業の実態とのずれの結果、専攻と職務内容の関連性に伴う在留手続きのトラブルが少なくない。グローバル人材としての活用促進を図るためにも、関連性の緩和、例えば、総合職資格での発給も必要である。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	経法務産省、厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
27	10月31日	12月24日	訪日観光ビザの緩和	<p>【提案の具体的内容】2013年7月に緩和された東南アジア各国からの訪日ビザ免除・緩和の継続ならびに、対象国(インドネシア、フィリピン、ベトナム等)を追加すべきである。</p> <p>【提案理由】2013年7月に訪日ビザが免除されたタイ・マレーシアからの訪日観光客数は大きく増加している。訪日観光客数を増やすことにより、各国と日本を結ぶ航空便の需要が高まり、関西国際空港においても増便が期待される。</p> <p>※タイ、マレーシアおよび全体の訪日観光客数の対前年同月比の推移 (JNTO発表資料より)</p> <p><タイ> 7月:+84.7% 8月:+102.3% 9月:+56.1%</p> <p><マレーシア> 7月:+25.2% 8月:+42.2% 9月:+23.9%</p> <p><全体> 7月:+18.4% 8月:+17.1% 9月:+31.7%</p>	公益社団法人 関西経済連合会	外務省 、 法務省
28	10月31日	12月24日	AEO事業者の輸出入手続の簡素化	<p>【提案の具体的内容】AEO事業者が輸出を行う際、貨物を輸出した後の申告を可能とする事後申告制度の創設及びAEO事業者の輸出入時の税関における他法令確認の省略・簡素化をすべきである。</p> <p>【提案理由】国際拠点空港等において、国際物流事業者との連携により企業拠点立地を促進し、地域経済活性化と産業集積を図るため、優良事業者について輸出入手続きの簡素化を望む。</p>	公益社団法人 関西経済連合会	財務省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
29	10月31日	12月24日	農林水産物・食品の輸出促進に係る制度整備	<p>【提案の具体的内容】農林水産物・食品の輸出に要する公的検査制度の創設及び申請機関や相談窓口の一元化をすべきである。</p> <p>【提案理由】現在、食品の輸入手続きの簡素化・迅速化を図るため、海外の公的な検査機関が検査を実施した貨物については、輸入時の検査を省略する「外国公的検査機関制度」が実施されている。わが国の農林水産物・食品の輸出促進を図るため、輸出における国の検査制度を創設し、輸出手続きの簡素化・迅速化を図るべき。</p>	公益社団法人 関西経済 連合会	厚 林 生 水 産 省 農 業 省
30	10月31日	12月24日	観光クルーズ分野における海運力ボタージュ規制の緩和	<p>【提案の具体的内容】外国籍クルーズ船が日本国内だけを周航できるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】海運力ボタージュ(外国籍船による国内港湾間の貨客輸送に関する規制)では、原則として外国籍クルーズ船が日本国内だけを周航することが禁止されているため、外国籍クルーズ船は海外の港湾にワンタッチしなければならず、ツアー期間が長くなり、日本人ツアー客が参加しづらい状況となっている。</p> <p>現在、世界のクルーズマーケットで特に急成長を遂げているのは「カジュアルマーケット」と呼ばれる、外国船の比較的リーズナブルなタイプである。今後、外国籍クルーズ船による日本発着ツアーを増やす環境整備の一つとして、観光クルーズ分野に限って同規制を緩和すべきである。</p>	公益社団 法人 関西経済 連合会	国 土 交 通 省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
31	10月31日	12月24日	クルーズ船の入国審査の迅速化・簡素化	<p>【提案の具体的内容】クルーズ船が日本に寄港する前に入国審査官が乗船し、事前に審査を行う「海外臨船」による入国審査の実施や、審査場所の確保・増設、審査人員体制の強化、審査の簡素化などにより審査を迅速化すべきである。</p> <p>【提案理由】日本への寄港が増加している大型クルーズ船の乗客に対応するため。平均滞在時間が8時間程のクルーズ船にとって、長時間にわたる入国審査が寄港に際しての阻害要因の一つとなっている。</p>	公益社団法人関西経済連合会	法務省
32	10月31日	12月24日	在外公館での査証申請手続きの改善に係る要望・提言	<p>在中国、在フィリピン大使館・領事館において、ほぼ全件の査証申請につき現地の指定代理機関を通じて有償にて行わせしめている状況を解き、申請人本人による申請及び行政書士による代理申請を認めるべきである。</p> <p>あわせて、現地指定代理機関の指定基準及び申請人が負担する手数料等を公開すべきである。</p> <p>在中国、在フィリピン大使館・領事館において、一部の例外事案を除き、ほぼ全件の査証申請について、現地の指定代理機関を通じて、有償にて行わせしめ、申請人本人や行政書士による代理申請を認めていない。しかし、有償の指定代理機関を利用するか、申請者が自ら行うか、行政書士による代理申請によるかの選択は申請者本人に委ねるべきである。</p> <p>仮に、混雑緩和、治安上の問題の克服という理由から指定代理機関制度を是認するとしても、その理由をもって、行政書士による代理申請を否定する根拠とはならない。</p> <p>また、現地指定代理機関の指定基準も明らかにされておらず、申請人本人から徴収する手数料も明示されていないのが現状である。</p> <p>したがって、提案の具体的内容のとおり改善を求めるものである。</p>	日本行政書士会連合会	外務省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
33	10月31日	12月24日	医療滞在ビザの発給申請に必要な書類の合理化・簡素化	<p>日本の医療機関における検査・治療・入院等を目的として訪日する外国人患者を対象とする医療滞在ビザの発給申請を在外公館にて行う場合、「医療機関による受診等予定証明書」等の提出が必要である。この点、外国人患者の滞在予定期間が90日を超えるときは、医療滞在ビザの発給申請前に入管から在留資格認定証明書の交付を受けておく必要があるが、入管に対する当該証明書の交付申請の際に、医療機関が発行する「外国人患者に係る受入れ証明書」の提出が求められる。すなわち、事前に「外国人患者に係る受入れ証明書」を提出して在留資格認定証明書の交付を受けておきながら、ビザ発給申請時に、「医療機関による受診等予定証明書」を新たに医療機関より取得しなければならない。「外国人患者に係る受入れ証明書」と「医療機関による受診等予定証明書」は、その内容をほぼ同じくするものであるが、医療機関と特別な関係のない関係者にとってその取得は容易ではない。事前に入管が在留資格認定証明書を交付している場合には、ビザ発給申請時には、「医療機関による受診等予定証明書」等の提出は不要とし、その創設以来、極めて利用が低調な医療滞在ビザの利用促進を図るべきである。そもそも、医療滞在ビザは、「規制・制度改革に係る対処方針」(平成22年6月18日閣議決定)に基づき導入された。同対処方針は、「短期滞在ビザにおいて、商用、観光とともに、『医療』目的を明示する。」とし、短期滞在ビザのカテゴリーのひとつに「医療」目的を加えた。短期滞在ビザは、本邦に在留資格「短期滞在」で在留しようとする場合に発給されるものであるが、「短期滞在」に係る在留資格認定証明書は交付されない(出入国管理及び難民認定法第7条の2第1項)。短期滞在ビザの発給申請は、事前に入管における審査を経ていないため、在外公館におけるビザ審査をより慎重に行う必要があり、他のビザ申請(就労ビザなど)より申請時に必要な書類が多い。医療滞在ビザは、在留資格認定証明書は、中長期在留が可能なら「特定活動(告示25号)」に係るものであり、そもそも、中長期滞在を前提に在留資格認定証明書が事前に交付されているにもかかわらず、短期滞在ビザの申請を求める外務省の運用は、出入国管理及び難民認定法や従来の運用と整合的でない(在留資格認定証明書が交付された場合に、短期滞在ビザの発給を求める例は他に存在しない)。</p>	個人	外務省、法務省
34	10月18日	12月24日	銀行の海外支店における有価証券関連業務及び信託業務の一部解禁	<p>銀行の海外支店に対し、現地法令等遵守を前提として、以下の規制緩和を実施していただきたい。</p> <p>①有価証券関連業務の一部(発行市場に関する業務(引受・売出し))の解禁。</p> <p>②信託業務の一部(エスクロー口座の取扱い業務)の解禁あるいは取扱いが可能であることの明確化。</p> <p>【提案理由】</p> <p>海外では、競合するグローバルバンクが、ローン・債券両面での営業に始まり、最終的な顧客ニーズが債券発行となっても引受・売出しまでワンストップでのサービスを提供する中、邦銀は証券会社との共同訪問、業務分担で対応しており、顧客にとっても利便性が損なわれている状況。代表的日系企業の社債発行においても、外国銀行が引受を行うケースも出てきている。例えば、オフショア人民元債の引受実績では本邦金融機関グループは圧倒的劣位の状況。また、インフラ関連プロジェクトファイナンスに関して、取引先のエスクロー口座開設においては、基本的に口座開設銀行の倒産リスクから分離されない別段預金等を利用する場合と、倒産リスクから分離される金銭信託を利用する場合があるが、商業銀行がその他付随業務として取扱いできるのは前者と解されている(あるいは後者も取扱いができる)との明確な根拠がないとされているため、この分野においても邦銀は不利な状況にある。ユニバーサルバンク制を採用している欧州や、規制が撤廃されている米国を本拠とする銀行が、有価証券関連業務や信託業務を含めた総合的なサービスをワンストップで提供していることに鑑みれば、内外制度環境の差が競争力に影響を与えている場合もある。この点、進出日系企業の支援はもとより、邦銀の国際金融界における役割を高める観点からも、現地法遵守を前提とした本件規制緩和を通じて、邦銀がワンストップでのサービス提供あるいはクロス・マーケティングによるニーズ対応を可能にすることは有効であると考えられる。銀行法上の他業禁止規制の趣旨は、銀行が銀行業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止する等の点にあること(監督指針V-3-1(1))。また、銀行グループの業務範囲規制についても、銀行の他業禁止の趣旨をグループ全体に及ぼし、グループ全体として銀行に対する規制に準じた取扱いとすること(同V-3-1(2))とされていることに鑑みれば、現地法令等遵守と管理態勢構築を前提として、海外子会社に認められている一部有価証券関連業務及び信託業務を海外支店に解禁することは、銀行法上の他業禁止規制の趣旨を必ずしも損なうものではないものと考えられる。仮に、銀行の本来業務あるいは財務等の健全性への影響に対する懸念が残るということであれば、例えば、自己資本の一定割合とする等の業量を限定した範囲内に留める等の条件付きであっても解禁をお願いしたい。業務範囲として全く否定されるものでなければ、クロス・マーケティングの実施や海外子銀行等の有価証券関連業務の代理・媒介を通じた参入により、本来業務等への影響を極小化した上での対応も可能。</p>	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
35	10月18日	12月24日	NEXI貿易保険の利用対象者及び付保対象契約の拡大	<p>①NEXIの貿易保険の利用者として、非居住者である「本邦企業系列の現地法人」についても被保険者として認めていただきたい。</p> <p>②NEXIの貿易保険の付保対象に、次の対外取引を追加いただきたい。・本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引(例えば、オートローン債権等の債権プールの流動化等)・海外プロジェクトファイナンス等に付随する通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引について、スワップカウンターパーティ(借入人、事業会社、マーケットでのスワップハウス)のリスク</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政府が推進するパッケージ型インフラ輸出など海外での大型プロジェクトを金融面からサポートするためには、多額の外貨流動性が必要となる。一般的に、インフラプロジェクトの収入は現地ユーザーからのタリフに依存するため、収入と返済の通貨のミスマッチを回避する観点から、現地通貨による資金調達へのニーズが強い。 ・現地通貨建ローンの供与については、国によっては現地法人(外国金融機関)がオンショアで取組む必要があるが、現状、現地法人はNEXIの貿易保険を利用できないため、プロジェクト案件の組成が困難になる虞がある。 ・このような観点から、NEXIの貿易保険について、現地金融機関の利用も可能とすることによって、現地通貨建の資金供給と、それを通じた海外インフラプロジェクトの組成が円滑化することが期待される。(なお、欧州、韓国等、他国の貿易保険では、非居住者向けの保険引受が実施されている事例もある。) ・加えて、NEXIの貿易保険の付保対象についても、現状、本邦法人の海外宛売掛債権や現地法人が有する現地国内での売掛債権の買取り・流動化取引、通貨スワップ、金利スワップ等のスワップ取引は対象として認められていないが、これを対象に追加いただきたい。 ・日本企業の海外進出が加速するなか、オートローンやリースなどの販売金融を現地で展開する企業において、運転資金の調達手段として、現地の保有債権を売却・流動化するニーズが高まっている。海外進出する日本企業にとっては、資金調達手段の多様化や、アセット圧縮による成長余地の拡大につながる。 ・他方、海外インフラプロジェクトにおいては、通貨のミスマッチを回避するための通貨スワップや、キャッシュフローに係る金利上昇リスクを回避するための金利スワップに取組むこともある。しかし、エマージングマーケット等では、スワップを提供する金融機関がカウンターパーティ(取引の相手方)のクレジットリスクをとれないケースも多く、結果的に、プロジェクトファイナンスそのものが成り立たないケースもある。 ・スワップ取引を付保対象とすることにより、海外インフラプロジェクト向けファイナンス取り組みにあたっての主要リスクの一つである為替リスク解消が可能。海外インフラプロジェクトの向けファイナンス組成が活発化することが期待される。 	都銀懇話会	経済産業省
36	10月18日	12月24日	邦銀の海外駐在員事務所の業務範囲の拡大	<p>邦銀の海外駐在員事務所の業務範囲に関して、現地規制の遵守を前提に、情報収集・提供その他の銀行業務に関連する業務(国内外の営業所の支援業務を含む)を行えることについて、法令または監督指針等において規定頂きたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本邦企業の海外進出が加速するなか、進出支援など邦銀によるソリューション提供に対するニーズが高まっており、こうしたニーズに対応していくため、邦銀各々は、現地法人、支店その他の営業所、駐在員事務所など多様な形態により海外の拠点を設置している。 ・外国銀行の本邦駐在員事務所については、「銀行の業務に関する情報の収集又は提供」、「その他銀行の業務に関連を有する業務」と業務範囲が規定されており(銀行法第52条第1項)、また、邦銀の「支店」については、「営業所のうち本店に従属し、かつ、その計算において銀行業務を営む施設(抜粋)」と定義されている。(銀行法施行規則第8条第3項) ・しかしながら、邦銀の海外駐在員事務所の業務範囲については、前記規定を参考とすることはあるものの、本邦法令上明確な規定が存在しないため保守的な解釈をせざるを得ず、現地の規制内容に拘わらず、情報収集・提供など限定的な業務範囲にとどまっている。このため、邦銀として本邦企業等に対するソリューション提供を行うにあたり、顧客企業のニーズを充足出来ないケースも少なからずある。 ・本邦企業等に対する邦銀としてのソリューション提供力を高める観点から、邦銀の海外駐在員事務所の業務範囲について、情報収集・提供その他の銀行業務に関連する業務(国内外の営業所の支援業務を含む)まで拡大的に行えることを法令または監督指針等において規定頂きたい。 	都銀懇話会	金融庁

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
37	10月18日	12月24日	海外における銀行代理業務の委託の規制緩和	<p>委託先が海外子銀行に対するものを認可から届出への緩和、あるいは原則自由とする検討をお願いしたい。</p> <p>【要望理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外子銀行は、現地規制もしくは戦略的理由により子銀行(現法)の形態での事業展開を行っていても、あくまでも銀行本体のガバナンス下にある子会社である。かつ、銀行法第16条7項に規定される 銀行業を営む外国の会社として、会社の体制を含め審査・認可を受けている。この点、海外子銀行は、認可制とすることによってのみ委託先としての適格性 (※)の審査が可能となり、邦銀の健全性確保を担保する機会を有することとなる本来規制対象とされるべき一般的な外国企業とは異なる。※委託された業務を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者、人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者、他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあると認められないものであること、当該申請をした銀行が委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること等。 ・ 従って、委託先が海外子銀行に対するものの場合、認可から届出への緩和、あるいは原則自由とした場合であっても、認可による委託先の実態の把握を通じた邦銀の健全性確保という銀行法第8条3項の趣旨を必ずしも損なうものではないと解される。 ・ クロスボーダーローンやオフショア市場調達等、顧客が国境を越えた財務戦略を活発化させる中、グループ全体としてグローバルな協働の必要性も増しており、機動的な対応に資するサポートとして検討いただきたい。 	都銀懇話会	金融庁
38	10月31日	12月24日	海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例の適用対象の追加	<p>(具体的内容)</p> <p>保険会社が外国保険会社(または外国保険持株会社)を買収する際、買収先の子会社のうち子会社対象会社以外の会社について、原則として5年以内に限り保有が認められているところ、この規定が適用される買収の対象に、外国の金融機関(銀行、有価証券関連業者、信託会社)やこれらの子会社とする持株会社を加える。</p> <p>(理由)</p> <p>2012年7月に改正施行された保険業法において、海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例が導入された後、2013年6月に公布された銀行法の改正によって、銀行による海外M&Aについてより幅広い特例が導入されることとなった。</p> <p>本要望は、保険業法のさらなる改正により、銀行法と同様の規律とすることを求めるもの。</p>	一般社団法人 日本損害保険協会	金融庁

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
39	10月31日	12月24日	外国ETF・REIT	<p>【具体的内容】 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第30条第2号における外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等につき、外国金融商品市場における売買等に限定されているが、外国における私設取引システムにおける売買等も適用除外としていただきたい。</p> <p>【提案理由】 国内で投信法上の届出を行っていない外国ETF・REITを国内投資家に取引させることは原則禁止となっているが、「株価指数連動ETFを外国の取引所で売買すること」や「商品連動ETFを、売却の際には外国の取引所で売ること」を条件として適格機関投資家が売買することなどのケースが適用除外として認められている。これらの条件では「外国の取引所」に限定されているが、海外での私設取引システムの発展等に伴い、いくつかのマーケットでは取引所において執行することが必ずしも標準的な執行方法ではなくっており、証券会社は現地の最良執行義務に従って適切な執行市場を選択することとなっている。このようなマーケットにおいて執行市場を取引所に限定することは、顧客のために最良の執行とはならない場合がある。</p> <p>このため、最良執行義務のある国(米国、EU諸国等)において注文を執行する場合には、現地の最良執行義務に従って執行する限りにおいて、取引所以外の市場(米国におけるECN、欧州におけるMTF、業者との相対取引等を含む)により売買することも条件として認めてほしい。</p>	日本証券 業協会	金融 庁
40	10月31日	12月24日	本邦証券会社 の海外関連会 社従業員の業 務範囲	<p>【具体的内容】 本邦証券会社の海外関連会社の従業員が、出張や出向等で短期的に本邦証券会社を拠点として国内に滞在する間、一定の条件を満たすことを前提として、本邦証券会社またはそのグループ会社のための営業行為を行うことができるようにしていただきたい。 (「一定の条件」としては、当該従業員がその本国内で証券業務に携わる資格を持つこと、本邦証券会社が当該従業員の活動について監督を行う等一定の管理措置をとること、といったことを想定している。)</p> <p>【提案理由】 国内の機関投資家等が、海外関連会社のアナリストが作成した外国株のレポートをもとに投資を行うことがあるが、海外のアナリストが来日し、直接これらの顧客に面会し、レポートの説明をしたいというニーズがある。</p> <p>また、通常海外において日本株のセールスやトレーディングに従事する者が、出張で来日し、国内で同様の業務に携わりたいというニーズがある。</p>	日本証券 業協会	金融 庁